

生活交通ネットワーク計画

(地域公共交通確保維持事業のうち地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統関係)

平成23年6月30日

(名称) 長洲・荒尾地域公共交通活性化協議会
(代表者名) 会長 大山 真理子

0. 生活交通ネットワーク計画の名称

長洲・荒尾地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

人口減少やモータリゼーションの進展により、長洲町の公共交通利用者は急激に減少し公共交通を維持していくことが困難な状況にある。また、少子高齢化も急激に進展し、現状の高齢化率は約26%で、10年後には36%にもなる見込みであり、一部地域では高齢化率が50%を越える地域もあるため、今後、公共交通の重要性が問われる状況にもなっている。

そのような状況の中、町内には民間事業者が運行する路線バスが4路線あるものの、すべてが赤字のうえ、長洲町内を循環する2路線（健康福祉センター環状線、長洲・荒尾環状線）の利用減少傾向が強いことから、公共交通サービスが住民の移動実態に見合わないという課題を抱えていた。

このような公共交通の現状から、長洲町では住民の移動実態・移動ニーズを把握し、公共交通サービスの問題点を明らかにした上で、公共交通サービスを真に必要とする移動制約者のための公共交通サービスの提供を検討し、平成23年10月から長洲町内を循環する2路線（健康福祉センター環状線、長洲・荒尾環状線）への補助を廃止し、「長洲町予約型乗合タクシー」の運行を開始することを決定した。

また、安心した生活を送るうえで重要となる医療機関については、長洲町内には内科医院や歯科医院があるものの、総合病院や眼科・耳鼻科といった専門病院が無いことから、その多くは隣接市である玉名市・荒尾市へ依存している状況にある。この玉名市と荒尾市への貴重な交通手段として玉名合同庁舎・荒尾四ツ山線（バス路線）が幹線交通として存在しており、その路線への接続手段として今回運行を開始する「長洲町予約型乗合タクシー」がその役割を担うこととなる。

以上のことから、今回から運行を開始する長洲町予約型乗合タクシーは公共交通サービスを真に必要とする移動制約者のための公共交通サービスであり、幹線交通である玉名合同庁舎・荒尾四ツ山線（バス路線）へ接続することにより、高齢者も安心した生活を送ることができるため、地域公共交通確保維持事業により、長洲町予約型乗合タクシーを確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

| |
|---|
| 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果 |
| (1) 事業の目標 |
| <p>①財政負担の維持・抑制に配慮し、運行効率化を図ることで利用者の利便性向上を目指す。 ②地域公共交通の利便性向上による利用者の増加を目指す。 ③地域公共交通の利用促進に地域全体で取り組み、地域公共交通を「創り、守り、育てる」気運の醸成を図る。</p> <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通体系の見直しによる利用者数の増加 現状値 8,000人 (H22) ⇒ 9,600人 (H26) ⇒ 10,000人 (H27) ・ 地域公共交通体系の見直しによる財政負担額の維持・抑制 現状値 15,133千円 (H22) ⇒ 15,000千円 (H26) |
| (2) 事業の効果 |
| <p>現状の路線バスである、健康福祉センター環状線及び長洲・荒尾環状線の代替交通手段として、長洲町予約型乗合タクシーを導入することにより、長洲町内における高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、町内全域を網羅する運行を実施することにより、町内全域から補助対象地域間幹線系統である玉名合同庁舎・荒尾四ツ山線（バス路線）へのフィーダーが確保され、より広域的な活動が可能となることから、本町だけに留まらない地域の活性化や外出機会の増加に伴う高齢者の健康増進に繋がるものと考えられる。</p> |
| 3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者 |
| <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」及び別添資料①を参照</p> |
| 4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 |
| <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を参照</p> |
| 5. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】 |
| <p>該当なし</p> |
| 6. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】 |
| <p>該当なし</p> |
| 7. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】 |
| <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を参照</p> |
| 8. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| <p>該当なし</p> |

| | |
|---|---|
| 9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】 | |
| (1) 事業の目標 | |
| 該当なし | |
| (2) 事業の効果 | |
| 該当なし | |
| 10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】 | |
| 該当なし | |
| 11. 協議会の開催状況と主な議論 | |
| 別添資料②を参照 | |
| 12. 利用者等の意見の反映 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・長洲町予約型乗合タクシーへの見直しについては、住民アンケートの結果や住民座談会・ヒアリング調査の結果を反映した。 ※住民座談会（4校区で実施）、ヒアリング調査（13箇所で開催） ・町のホームページにて本計画に関する意見を募集した。 ・協議会の委員として住民代表の方に参加いただき、意見の反映を図った。 | |
| 13. 協議会メンバーの構成員 | |
| 関係都道府県 | 熊本県企画振興部交通政策・情報局交通政策課 |
| 関係市区町村 | 長洲町まちづくり課、荒尾市総務部政策企画課 |
| 交通事業者・交通施設管理者等 | 産交バス(株)・九州旅客鉄道株式会社・有明海自動車航送船組合・(有)長洲タクシー・新幸タクシー(有)・(有)有明観光タクシー・玉名地域振興局道路管理者・荒尾市道路管理者・長洲町道路管理者など |
| 地方運輸局 | 熊本運輸支局 |
| その他協議会が必要と認める者 | 荒尾警察署、地域住民代表、長洲町民生委員・児童委員協議会、長洲町商工会、公募など |

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 熊本県玉名郡長洲町大字長洲 2766

(所 属) 長洲町役場まちづくり課企画調整係

(氏 名) 宮本 敦

(電 話) (0968) 78-3239

(e-mail) kikaku@town.nagasu.lg.jp